

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内1番1号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定【財政局税務部課税課】

2

北九州市告示第13号

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第22条の3第1項第3号ウに規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成29年1月1日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年1月18日

北九州市長 北 橋 健 治

法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地
公益財団法人黒田奨学会	福岡市中央区大名二丁目2番41号サンライフ大名308号